

○洲本市C A T Vデータ放送広告掲載取扱要綱

平成23年3月31日告示第23号

洲本市C A T Vデータ放送広告掲載取扱要綱

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 掲載手続（第8条－第16条）

第3章 掲載料（第17条－第19条）

第4章 雜則（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、洲本市C A T Vの自主放送番組において洲本市が行うデータ放送（以下「市データ放送」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。
(広告の方式)

第2条 市データ放送に掲載する広告の方式は、掲載枠内に表示された画像を押すと、広告主の指定する広告内容が表示される方式の広告とする。

（掲載基準）

第3条 市データ放送への広告掲載の可否に関する基準（以下「掲載基準」という。）は、広報すもと広告掲載取扱要綱（平成18年洲本市告示第19号）第2条の規定を準用する。
(掲載位置及び掲載数)

第4条 広告掲載位置は、市長が指定する位置とする。ただし、市データ放送の改編等に伴い、掲載位置を変更することがある。

2 広告の掲載数は、市長が定める。

（掲載期間）

第5条 広告の掲載は、年度ごとに月を単位として行う。この場合において、複数月の掲載申込みを受け付けるときは、年度を越えない範囲において行うものとする。

（広告の規格）

第6条 広告は、静止画像に限るものとし、動画、アニメーション等画像が変化又は移動するものは不可とする。この場合において、広告の規格は次のとおりとする。

（1） 画像の寸法

- ア　トップページ　縦114ピクセル、横363ピクセル
 - イ　広告詳細ページ　縦345ピクセル、横460ピクセル
- (2) データの容量 1000KB以内
- (3) ファイル形式 J P E G
- (4) 広告内容 タイトル38文字以内、本文84文字以内

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、市ホームページ、広報すもと、市CATV等で行う。

- 2 広告掲載枠に空きがなくなった場合は、募集を締め切る。
- 3 広告掲載枠に空きが生じた場合は、隨時第1項の規定により募集する。

第2章 掲載手続

(申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、洲本市CATVデータ放送広告掲載申込書（様式第1号）に、次条に規定する広告の原稿（以下「原稿」という。）及びその他必要な書類を添えて、市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申し込みがあった場合で、特に必要と認めるとときは、申込者に対し、別途資料等の提供を求めることができる。

(原稿の作成等)

第9条 申込者は、原稿を所定の方法で市長に提出しなければならない。

- 2 原稿の作成に要する費用は、申込者の負担とする。
- 3 市長は、提出された原稿が掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると判断した場合は、申込者に対して修正を求めることができる。

(掲載決定)

第10条 市長は第8条第1項の規定による申し込みがあった場合は、次条に定める審査を経て、広告掲載の諾否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果を洲本市CATVデータ放送広告掲載決定（不決定）通知書（様式第2号）により申込者に通知する。

(洲本市CATVデータ放送広告審査委員会の設置)

第11条 広告の掲載を適正に実施するため、次の各号の事項について審査を行う洲本市CATVデータ放送広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 掲載基準による広告掲載の諾否に関する事項

(2) その他必要と認められる事項

- 2 委員長は企画情報部長を、委員には、企画課長、総務課長、財政課長、税務課長を充てる。
- 3 前項に規定する委員のほか、市長は、必要と認める者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員会の庶務は、市CATV主管課において処理する。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告等の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により市及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
- 3 広告主は、第10条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

(広告主の届出義務等)

第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は洲本市CATVデータ放送広告申込内容変更届（様式第3号）により、速やかに届け出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、洲本市CATVデータ放送広告掲載申込書又は添付書類の内容に変更が生じたとき。
- 2 前項に規定するもののほか、広告主は、問題が発生した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(掲載の一時停止)

第14条 市長は、掲載された広告が掲載基準に抵触、又はそのおそれがあると判断したときは、広告掲載を一時停止することができる。

- 2 前項の場合、市長は広告主に内容の修正を求めることができる。

(掲載の取消し)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は広告主へ事前に通告なく、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定日までに掲載料が納付されないとき。
 - (2) 前条第2項の規定による修正が行われないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、広告主がこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り消したときは、洲本市CATVデータ放送広告掲載取消通知書（様式第4号）により広告主に通知する。

(広告の取り下げ)

- 第16条** 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、洲本市CATVデータ放送掲載取下届（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。
- 3 市長は、前項の届出の受理をもって、決定を取り消すものとし、前条第2項の例により広告主に通知する。

第3章 掲載料

（掲載料）

- 第17条** 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、次のとおりとする。

申込内容	掲載料	備考
1か月契約	10,000円（月額）	
12か月一括契約	100,000円（年額）	1か月につき140時間以上表示する。

- 2 広告は、月2回まで無料で更新することができ、同月内に3回以上更新する場合は、その都度、3,000円を徴収する。
- 3 広告掲載の決定を受けた後、市長が定める期日までに、広告主は一括して掲載料を納付するものとする。

（掲載料の返還）

- 第18条** 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかった場合は、納付された掲載料を当該広告主に全額返還する。

- 2 広告掲載開始後において、広告主の責めに帰さない事由により、月のうち連続して10以上の期間広告を掲載できなかった場合は、当該月分（2か月にわたり引き続き10日以上20日未満の期間広告を掲載できなかった場合は、最初の1か月分）の納付された掲載料を当該広告主に返還する。

- 3 掲載料の返還を受ける場合は、洲本市CATVデータ放送広告掲載料返還請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

（掲載料の不返還）

- 第19条** 前条に規定する事由以外については、納付された掲載料は返還しない。この場合において、第14条第1項の規定により広告掲載を一時停止したときも同様とする。

第4章 雜則

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第10条関係）

様式第3号（第13条関係）

様式第4号（第15条関係）

様式第5号（第16条関係）

様式第6号（第18条関係）